



ごみ出し困難者戸別収集事業

清川村あんしん収集

令和4年1月11日(火)スタート

この取組は、高齢や障害等の理由により、ごみを自らごみステーション（集積所）まで出すことが困難な方（世帯）を対象に、ご自宅の玄関先等まで戸別に訪問し、ごみを収集することで、日常生活の負担軽減と見守り支援の一助とするために実施するものです。



1. ご利用いただける方

一人暮らし又は、同居者全員が次の《支援要件》のいずれかに該当する世帯で、ごみをごみステーション（集積所）まで運ぶことが困難な方。

《 支 援 要 件 》

- (1) 65歳以上で要介護1以上の認定を受けている方のみの世帯
- (2) 肢体不自由1、2級又は、視覚障害1、2級に該当する方のみの世帯
- (3) 精神障害者1級に該当する方のみの世帯
- (4) (1)～(3)と同等と認められる世帯

※ただし、同一敷地内又は、近隣に親族等が居住している場合は除きます。

2. ごみの収集方法

- 収集回数** 週1回（火曜日の午後）
- 収集場所** ご自宅の玄関先などに設置する収集箱（収集箱は村から貸与）
- 収集するごみ** ごみステーション（集積所）に出せるごみ（今までと同じ）
- ごみの出し方** 今までと同じように分別してください。

※家屋内からの収集は行いません。

※ごみが出されていないときは、安否確認のため緊急連絡先等に情報提供をします。



3. 申請方法

申請書に必要事項を記入し、税務住民課窓口でお申し込みください。

申請は、親族の方やケアマネジャー等、代理人の方でも申請できます。

書類審査後、現地立会調査を行います。調査では、親族の方やケアマネジャー等に立会いをしていただき、現在のごみ出しの状況やごみを出す場所などを確認します。

相談・お問い合わせ・申請書提出
税務住民課環境係 ☎ 288-3849(直通)